

安全共済会について

＜大阪府こども会・全国子ども会安全共済会＞

～目次～

- ◎大阪府こども会安全共済会についての概要・・・P1
- ◎全国こども会安全共済会についての概要・・・P3
- ◎事故（怪我）が発生した場合について・・・P5
- ◎安全共済会こども会 No.一覧表（単位番号）・・・P7

1. 大阪府こども会安全共済会について

1-1) 大阪府こども会安全共済会の概要

こども会活動中に発生した負傷・疾病・後遺障害または死亡に対して、**お見舞金を給付する制度**です。また、共済金とともに「**賠償責任保険**」も付与されており、指導者・育成者が主催者として法律上の損害賠償責任（対人・対物）を負った場合に適用されます。

1-2) 被共済者（加入者）について

単位こども会に所属するこども（幼児・小学生・中学生・高校生）と育成者、指導者。**年齢制限はありません。**ただし、**単位こども会が属する中学校区外にお住まいの方は加入することができません**（※1）。また、就学前3年以下の幼児（※2）は、保護者の加入と行事への同伴が必須です。

（※1）例として、岸城町こども会が安全共済会に加入する場合、岸城中学校区外の方は加入することができません。

（※2）就学前3年以下の幼児とは令和3年4月2日以降に生まれたこどもが対象となります。（令和7年度）

1-3) 加入の手続き方法について

大阪府こ連のホームページ内の「安全共済会ネット加入システム」より、単位こども会ごとに、手続きしてください。

1-4) 年会費について

一人あたり**年額 350 円**です。

1-5) 保障の内容について

<傷病共済金：8千円～6万円>

- 被共済者がこども会活動中に傷害や疾病を被りその直接の結果として、医師の治療または、柔道整復師の施術を受けた場合。

<死亡共済金：600万円>

- 被共済者がこども会活動中に傷害や疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含め180日以内に死亡した場合。
- 被共済者がこども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した場合。

<後遺障害共済金：7万円～600万円>

- 被共済者がこども会活動中に傷害や疾病を被りその直接の結果として、身体傷害状態（後遺障害）となった場合

1-6) 傷病共済金について

- ・事故発生日より起算し、治療日数(※3)が5日以上で2回以上の通院の場合、その日数に応じて給付されます。金額については下記表(※4)を参照ください。
- ・事故発生日より13日以内に初診を行った場合は、支払いの対象とし、事故発生日からの起算とします。
- ・大阪府こ連の定める証明書を取り付けるために要した費用として、1回の事故につき3,000円が併給されます。

(※3) 事故発生日から平常の生活に支障がない程度に治っていると見なされるまでの日数で通院日数とは異なります。

(※4) 傷病による見舞金の金額表

治療 日数	5日 ～10日	11日 ～20日	21日 ～30日	31日 ～40日	41日 ～50日	51日 ～60日	61日 ～70日	71日 以上
金額	8,000 円	15,000 円	22,000 円	29,000 円	36,000 円	43,000 円	50,000 円	60,000 円

※上表に記載する等級と相違する場合

- ① 傷害又は疾病の種類・部位・重症度合い・手術の有無や入院の日数から想定される治療日数と比べて、実際の治療日数が明らかに異なる場合。
- ② 通常の同一条件の事故に比べて、明らかに治療日数が異なる場合。

1-7) 共済金が支払われない事例や傷病について

- ・共済契約者または、被共済者の故意または重大な過失がある場合。
- ・年間行事計画書に記載のない事業や活動。
- ・事故発生日より14日以降に初診を行った場合。(事故との因果関係が判断できない等のため)
- ・交通事故等、他の補償の責任機関がある場合(※5)。
- ・だんじり祭りの曳行中の怪我等(※6)。
- ・こども会活動との因果関係が不明確なもの(※7)。

(※5) 自転車の単独事故、自転車同士、自転車と人の衝突は除きます。

(※6) 休憩時に、こども会活動としてジュースを配付していた際に転んで怪我をした際など、曳行時以外の怪我については支払われる場合があります。(年間行事計画書へ記入要)

(※7) 野球肘・疲労骨折・食中毒・腱鞘炎・成長痛・ぎっくり腰など

2. 全国こども会安全共済会について

2-1) 全国こども会安全共済会の概要

基本的には、大阪府こども会安全共済会と同じく、こども会活動中に発生した負傷・疾病・後遺障害または死亡に対して、共済金が支給される制度です。ただし、**全国こども会安全共済会のみ加入することは出来ません。**必ず大阪府こども会安全共済会とセットで加入する必要があります。

補償内容については、大阪府こども会安全共済会の傷病共済金が完治日数に応じて決まった金額の共済金が支払われる見舞金であることに対して、全国こども会安全共済会は、**健康保険等を適用した医療費総額の30%**が共済金として支払われます。また、「賠償責任保険」も付与されており、指導者・育成者が主催者として法律上の損害賠償責任（対人・対物）を負った場合に適用されます。

2-2) 被共済者（加入者）について

大阪府こども会安全共済会の被共済者（加入者）と同様です。ただし、上記のとおり、全国こども会安全共済会のみ加入することはできません。必ず大阪府こども会安全共済会とセットで加入する必要があります。

2-3) 加入の手続き方法について

大阪府こども会安全共済会の加入手続き方法と同様です。

2-4) 年会費について

一人あたり**年額70円**です。

必ず、大阪府こども会安全共済会とセットでの加入となりますのでご注意ください。

2-5) 保障の内容について

＜死亡共済金：600万円＞

- ・大阪府こども会安全共済会の死亡共済金と同様です。

＜後遺障害共済金：7万円～600万円＞

- ・基本的には、大阪府こども会安全共済会の後遺障害共済金と同様です。
ただし、支払金額は下記の傷病共済金を差し引いた金額となります。

＜**医療共済金：1千円～50万円**＞

- ・**健康保険等を適用した医療費総額の30%**が共済金として支払われます。

2-6) 医療共済金について

- 保険点数または金額で計算します（※1）。
- 健康保険等を適用した医療費総額の30%が共済金として支払われます（※2）。
- 治療期間は180日を限度となります。
- **総額50万円が支給限度**となります。

（※1）子ども医療費助成制度のため、自己負担がない場合でも、医療点数に応じて共済金が支払われますので、領収書の提出をお願いいたします。

（※2）保険医療費総額の30%が1,000円以下、保健医療総点数が333点以下は対象外となります。

2-7) 共済金が支払われない事例や傷病について

基本的には大阪府子ども会安全共済会と同様です。

ただし、上記（※2）のとおり、保険医療費総額の30%が1,000円以下、保健医療総点数が333点以下は対象外となります。

3. 事故（怪我）が発生した場合について

3-1) 事故発生の連絡

事故があった場合、すぐに生涯学習課まで来館してください。請求に必要な書類をお渡しいたします。書類は、大阪府こども会のホームページからダウンロードできますが、記入方法等の説明を行いますので、来館いただいたほうがスムーズです。

3-2) 事故第一報報告書の提出

事故発生日から **30日以内**に、事故が起きた際の状況等を記載する、事故第一報報告書（※1）を生涯学習課まで提出してください。FAX も可能です。

（※1）事故第一報報告書は生涯学習課まで取りにきていただくか、府こ連ホームページからダウンロード可能です。

3-3) 請求に必要な書類の提出

生涯学習課まで必要書類を提出してください。なお、大阪府こども会安全共済会と全国こども会安全共済会で必要な書類や提出期限が異なりますのでご注意ください。

<府こ連安全共済会>

必要書類

- ①大阪府こども会安全共済会請求書
- ②事故報告書
- ③証明書
- ④医療機関に対する同意書
- ⑤行事に関連する資料（例：練習予定表や行事案内のチラシ）

提出期限

事故発生日から180日以内

注意事項

事故後71日を超えて完治していない場合は、71日を経過してから証明書を取得のうえ、書類を提出してください。

<全こ連安全共済会>

必要書類

- ①全国こども会安全共済会請求書兼事故証明書
- ②個人情報の取扱いに関する同意書
- ③治療費の領収書（コピー）

提出期限

- ・事故発生日から180日以内
- ・完治日から60日以内

どちらか早い方が提出期限です。

注意事項

医療補助、領収書を紛失した場合は医療報告書が必要です。

3-4) 共済金の受取

大阪府こども会安全共済会・全国子ども会安全共済会の共済金はともに、審査が行われた後、ご指定の口座へ入金されます。

問合せ先

岸和田市教育委員会 生涯学習課（市こ連事務局）

住 所：岸和田市堺町 1-1（月曜・祝日休館）

電 話：072-423-9615

FAX：072-423-3011

メール：syogaig@city.kishiwada.osaka.jp

岸和田市 安全共済会こども会No.一覧表

No.	単位こども会名	校区名	No.	単位こども会名	校区名	No.	単位こども会名	校区名	No.	単位こども会名	校区名	No.	単位こども会名	校区名
0001	宮本町	岸城	0041	極楽寺町	土生	0081	若葉ヶ丘町	北	0121	八阪町	桜台			
0002	筋海町		0042	畑町		0082	星ヶ丘町		0122	山下町		0162	戎町少年団	春木
0003	魚屋町		0043	土生住宅	葛城	0083	西大路町	久米田	0123	門前町		0163	カウンセラー協議会	-
0004	五軒屋町		0044	神須屋町		0084	大町		0124	桜ヶ丘町		0164	下松町パストラル	桜台
0005	北町		0045	八田町		0085	五月ヶ丘町		0125	上松台東町		0165	天神山校区こども会	葛城
0006	堺町		0046	阿間河滝町		0086	紅葉ヶ丘町		0126	上松台西町		0166	三田町	山直
0007	本町		0047	北阪町		0087	池尻町北		0127	星和上松台		0167	城内こども会	岸城
0008	南町		0048	真上町		0088	大町東		0128	常盤台		0168	岸和田市こ連	-
0009	南上町1丁目		0049	土生滝町		0089	箕土路町		0129	西之内町	光陽	0169	下野町4丁目	野村
0010	南上町2丁目		0050	葛城町		0090	下池田町		0130	加守町1丁目	野村			
0011	上町		0051	神於町		0091	新小松里町		0131	加守町2丁目				
0012	岸城町南部		0052	上白原町		0092	下池田東町		0132	加守町3丁目	光陽			
0013	岸城町北部		0053	相川町		0093	池尻町南		0133	加守町4丁目				
0014	土生町2丁目		0054	塔原町	春木	0094	小松里町		0134	宮前町	桜台			
0015	大北町		0055	河合町		0095	額町		0135	尾生町				
0016	大工町		0056	春木泉町		0096	額原町	山直	0136	中尾生町	山滝			
0017	中之浜町		0057	春木北浜町		0097	松ヶ丘町		0137	福田町				
0018	紙屋町		0058	春木南浜町		0098	緑ヶ丘町		0138	内畑町下出				
0019	大手町		0059	春木大小路町		0099	桃ヶ丘町		0139	内畑町澤峰				
0020	中町		0060	春木宮川町		0100	田治米町		0140	内畑町辻堂				
0021	中北町		0061	春木若松町		0101	岡山町		0141	内畑町西堂	葛城			
0022	並松町	野村	0062	春木本町					0142	内畑町山口				
0023	下野町1丁目		0063	春木元町					0143	大沢町				
0024	下野町2丁目		0064	春木中町		0104	岡山ガーデンコート		0144	天神山府営1				
0025	下野町3丁目		0065	春木宮本町		0105	今木町		0145	天神山府営2				
0026	下野町5丁目		0066	春木大国町					0146	天神山公社A団地				
0027	港緑町		0067	春木泉団地		0107	黄金塚1	山直	0147	天神山公社B団地	桜台			
0028	上野町東		0068	戎町	北	0108	黄金塚2		0148	天神山F団地				
0029	上野町西		0069	八幡町		0109	おぐら台		0149	天神山町2丁目				
0030	岸野町		0070	神弥町		0110	小倉		0150	天神山荘苑				
0031	沼町		0071	大道町		0111	田治米団地	山直 山滝	0151	福田町親と子の会	葛城			
0032	北野町	光陽	0072	磯上町		0112	摩湯町		0152	葛城町ジュニア会				
0033	藤井町		0073	松風町		0113	東ヶ丘町		0153	東大路親と子の会				
0034	野田町		0074	春木旭町		0114	包近町		0154	額町中学生部会				
0035	別所町1丁目		0075	春木旭事業団地	土生	0115	山直中町		0155	磯上町少年団	山滝			
0036	別所町2丁目	土生	0076	春木旭府住		0116	稲葉町	桜台	0156	箕土路町少年団				
0037	別所町3丁目		0077	吉井町		0117	積川町		0157	西之内町少年団				
0038	土生町		0078	春ヶ丘町		0118	翠ヶ丘町		0158	西大路町親と子の会				
0039	作才町		0079	中井町		0119	下松町		0159	新緑会				
0040	流木町		0080	荒木町		0120	上松町		0160	積川町少年団				